

勧誘方針

MCP投資顧問株式会社

当社は金融商品取引業者として、「金融商品販売等に関する法律」第9条に基づき、金融商品に係る勧誘方針を以下の通り定め、公表いたします。

勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状態および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項（金融商品販売法第9条第2項第1号関連）

1. 当社は、投資勧誘にあたっては、お客様の知識、投資経験および財産の状況に応じた適切な商品の勧誘を行います。
2. 当社は、お客様に適切な投資判断を行っていただくために、商品の内容・リスク・手数料など重要事項について、十分かつ正確な説明に努めます。

勧誘の方法および時間に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項（金融商品販売法第9条第2項第2号関連）

1. 当社は、勧誘を行うにあたって、金融商品取引法その他の法令・諸規則に則った適正な勧誘を行います。
2. 当社は、お客様のご迷惑にならないよう、勧誘を行う時間帯や場所、方法について十分に配慮いたします。

勧誘の適正の確保に関する事項（金融商品販売法第9条第2項第3号関連）

1. 当社は、お客様に対して適正な勧誘が行われるよう、社内体制の整備および社員の知識の習得、研鑽に努めます。
2. 当社は、お客様の判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めております。（金融商品取引等についての相談・取引に関してのご質問がございましたら、当社までご連絡ください。（電話番号：03-6225-2011）

以上